

バリアフリー条例施行規則（整備基準）の見直しについて

条例見直し実施 (H26.10～H27.9)

【見直しの理由】
「条例見直し要綱」に基づく
施行後5年毎の見直し
(H21.10施行 H26.10)

【見直しの視点】
必要性、有効性、効率性、基本
方針適合性、適法性

【見直しの手法】
学識経験者、障害当事者、事業
者等の意見を参考

「条例見直し検討会議」の設置
(検討内容)
・条例の実効性確保策
・条例改正の要否
・運用改善の要否 等

条例見直し結果

主な意見

- ・少子高齢化進行等の社会状況の変化の中で、**本条例は引続き必要**である
- ・社会状況の変化に柔軟に対応すべく、**整備基準の内容や運用の見直しが必要**である

見直し結果

- ・整備基準等をより実態に即した安全で適正な規制とするため、**運用の改善等**を検討する必要がある
- ・社会状況の変化を踏まえ、規則で定める**整備基準等の見直し**を検討する

整備基準見直し

- ・**整備基準の内容**
 - ・施設区分【福祉施設】
 - ・整備項目【点字ブロック、トイレ、エレベーター】
- ・**整備基準の運用**【既存施設の扱い】
- ・**不適合施設の評価**【適合状況指標】

整備基準見直し 検討会議設置

- 1 設置目的
 - ・学識経験者や建築、施設関係者等の意見を聴取することにより、具体的な解決案（整備基準改正案）を出す
- 2 検討内容
 - ・整備基準の内容
 - ・整備基準の運用
 - ・不適合施設の評価方法
- 3 構成
 - ・「条例見直し検討会議」の構成員を中心に、建築物や施設に関する専門知識を有する者により構成する
 - ・学識経験者
 - ・建築関係者
 - ・施設関係者
 - ・特定行政庁関係者（オブザーバー）
- 4 検討期間（想定スケジュール）
 - ・28年3月～12月（4回程度開催）

みんなのバリアフリー街づくり条例の概要(1)

1 これまでの経緯

(1) 「福祉の街づくり条例」の制定まで

- 昭和56年 「身体障害者等の利用を考慮した施設整備基準」制定（県立施設を対象）
- 昭和57年 「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進指針」制定（市町村、民間施設、道路、公園も対象）
- 昭和63年 「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進要綱」制定（事前協議制度の導入）

(2) 「福祉の街づくり条例」の制定、施行規則改正

- 平成 6年 「ハートビル法」制定（障害者等が円滑に利用できる建築物の整備を促進）
- 平成 8年 「福祉の街づくり条例」制定（従来の指針・要綱を条例化、ハートビル法との整合性を確保）
- 平成12年 「交通バリアフリー法」制定（障害者等の公共交通機関による移動の利便性・安全性向上）
- 平成14年 「福祉の街づくり条例施行規則」改正（事前協議対象拡大、整備基準見直し、交通バリアフリー法との整合性確保 等）

(3) 「みんなのバリアフリー街づくり条例」に改称

- 平成18年 「バリアフリー法」制定（ハートビル法と交通バリアフリー法を統合、条例による拡充強化（法委任規定化）等）
- 平成20年 「みんなのバリアフリー街づくり条例」に改称（整備基準見直し、法委任規定の追加、バリアフリー法との整合性確保等）
- 平成26～27年 「条例見直し要綱」に基づく見直しを実施（見直し結果：改廃の必要なし・運用の改善が必要）

みんなのバリアフリー街づくり条例の概要(2)

2 条例の内容

目的

- ・ 障害者等 が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりを進めること。
(障害者等：障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方等で日常生活又は社会生活に身体上の機能制限を受ける者)

県の責務

- ・ 市町村と連携、協力し、バリアフリーの街づくりに関する施策を策定、実施すること。
- ・ 設置、管理する県民利用施設について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮し、整備を進めること。

事業者の責務

- ・ 県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力すること。
- ・ 設置、管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、整備に努めること。

県民の責務

- ・ 県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力すること。
- ・ 障害者等の移動や施設等の利用に協力するよう努めるとともに、利用の妨げとなる行為をしないこと。

施設等の整備

- ・ 公共的施設等（公共的施設、道路、公園）の構造に関する整備基準を設け、新築等の際に遵守するよう規定。
- ・ 施設の新築、増改築等をしようとする者に対し、整備基準を遵守するとともに、事前協議等を行うよう規定。
- ・ 既存施設の設置、管理者に対し、整備基準への適合に努めるよう規定。

みんなのバリアフリー街づくり条例の概要(3)

3 整備基準の内容

「公共的施設」に該当するもの

- ・官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所
その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設

公共的施設の構造及び設備に関する基準（整備基準）で定める内容

- ・車いす使用者等が通行できる幅員の確保
- ・車いす使用者等が通行できる傾斜路の設置
- ・滑りにくい路面、床面等とするための措置
- ・階段等への手すりの設置
- ・障害者等の利用に配慮したエレベーター、便所及び駐車場の設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設等障害者等の利用に配慮した誘導又は案内表示
- ・その他障害者等の利用に配慮すべき事項

整備基準の項目

- ・敷地内通路、傾斜路、駐車場、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、浴室・シャワー室、客室、客席及び舞台、
標識及び案内設備、誘導設備、カウンター、視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備、休憩・授乳場所

「条例見直し要綱」に基づく条例の見直し結果

条例名		神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（制定：平成7年 最終改正：平成25年）
概要		障害者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。
運用状況		施設整備に関する事前協議件数 平成26年度：640件、平成25年度：624件、平成24年度：543件
見直し結果	必要性	本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものであり、少子高齢化の進行による街づくりの変化やユニバーサルデザインに関する意識の高まり、関係法令（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等）との関連といった社会状況の変化の中で、現在でも必要である。
	有効性	ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリーの街づくりを進める上で、施設整備における整備基準の遵守を課する本条例の規定は有効であるが、さらに実効性を確保していくためには、規則で定める整備基準等について、社会状況の変化（対象者の広がり、施設の利用状況、情報化等の技術の進歩、県民意識の変化等）を踏まえ柔軟に対応できるよう、その内容や運用が実態に即したものとなるよう見直す必要がある。
	効率性	県民の利便性向上のため、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により、効率的に運用している。
	基本方針適合性	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」における施策体系「ともに生き支えあう地域社会づくり」に適合している。
	適法性	県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。
	結論	整備基準等をより実態に即した安全で適正な規制とするため、対象施設のさらなる利便性・快適性を確保しつつ、運用の改善等を検討する必要がある。

整備基準見直し検討会議 想定スケジュール

今後変更となる可能性があります

年月	内容	年月	内容	
28年1月	事前準備 ・人選・就任依頼、日程調整 ・たたき台検討（施設区分、整備項目、既存施設、評価指標）	29年1月	ガイドブック版下修正作業	
2月	↓	検討作業 2月	議会報告	
3月	第1回検討会議 ・検討事項及び方向性について ・たたき台提示（ ）	改正手続 3月	最終調整 改正起案・決裁	
4月	検討作業（事務局+特庁担当者） 団体等意見聴取（適宜）	周知期間 4月	ガイドブック修正版公開（Web） 改正内容説明（建築関係者、事業者等）	
5月	特庁・土木意見聴取（適宜）		5月	
6月	第2回検討会議 ・検討結果について（ ） ・たたき台提示（ ）		6月	ガイドブック印刷
7月	検討作業（事務局+特庁担当者）		7月	↓
8月	↓	8月	ガイドブック完成	
9月	第3回検討会議 ・検討結果について（ ） ・まとめに向けて	9月		
10月	検討作業（事務局+特庁担当者）	10月	施行	
11月	↓	11月		
12月	第4回検討会議 ・整備基準改正案まとめ 議会報告 パブコメ	施行 12月		

特庁：特定行政庁（＝建築主事設置市）、土木：県土木事務所